

「介護保険制度における預貯金等の把握等に係る検討の場」の開催について

令和8年5月27日

1. 開催の趣旨

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（令和5年12月22日閣議決定）において、能力に応じたより公平な負担を図る観点から、医療・介護保険における金融所得、金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行うとされており、介護保険部会においても、「一定以上所得」の判断基準の見直し等の議論の中で、預貯金等の勘案について議論が行われた。

介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）において、「預貯金等の把握の正確性の担保と事務負担の観点が必要であり、まずは、現行の補足給付での預貯金等の確認事務の実態を把握するとともに、保険者との実務的な検討の場を設けるべき」とされた。

こうした経緯を踏まえ、預貯金等の確認事務の現状と課題を整理し、預貯金等の確認事務の負担軽減の具体的な方策に関して実務的な検討を行うため、検討の場を開催する。

2. 構成員

当会合の構成は次のとおりとする。

- ・市介護保険担当課長等 3名
- ・町村介護保険担当課長等 2名
- ・厚生労働省老健局介護保険計画課長他

3. その他

- (1) 当会合の庶務は、厚生労働省老健局において処理する。
- (2) その他当会合の運営に関し必要な事項は、当会合が定める。